

平成 29 年度第 12 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成 30 年 2 月 8 日 (木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	13 時 30 分					
閉会時間	14 時 13 分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	市川 春樹	出席	5 番	野口 孝志	出席
	2 番	糸田 雅樹	出席	6 番	竹内 友夏	出席
	3 番	井上 雅夫	出席	7 番	恩田 一秀	出席
	4 番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8 番	野口 龍馬	欠席	14 番	頼田 洋子	欠席
	9 番	遠藤 宏明	出席	15 番	井上 武	出席
	10 番	恩田 真季	出席	16 番	田邊 元史	出席
	11 番	林原 敏夫	出席	17 番	作野 英明	出席
	12 番	池田 和雄	出席	18 番	遠藤 健一	出席
	13 番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	15 番	井上 武		16 番	田邊 元史	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	非農地証明の交付について
第 3 号	農用地利用集積計画案の決定について
報告事項	(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について (2) 平成 30 年南部町農作業標準労働賃金協定額について
その他	(1) 遊休農地の解消に向けて (2) 平成 29 年度第 13 回南部町農業委員会総会開催日

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成 29 年度第 12 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は、8 番野口龍馬委員、14 番頼田洋子委員が欠席です。農業委員会法第 21 条及び農業委員会会議規則第 5 条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。

3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、15 番 井上武委員、16 番 田邊元史委員、書記につきましては田邊事務員にお願いします。
議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 1～2 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 譲渡人： 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地（太陽光発電設備） この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第 2 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号 2 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地（太陽光発電設備） この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第 2 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号 3 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：雑種地（太陽光発電設備） この申請地は農業振興地域農用地区域外です。他の農地に非該当で、小集団の生産力の低い農地の為、農地区分は第 2 種農地に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、契約種別は売買です。以上の結果、転用妥当と判断しての申請です。 1 番から 3 番まで、水利権者の同意書、隣地の所有者・耕作者の同意書、さらに、南側を中心とした住宅にお住まいの方からの同意書も</p>

		頂いています。
	議 長	現地調査を行っていますので、糸田委員より現地調査報告をお願いします。
	糸田委員	<p>今日の午前中に、恩田会長、市川職務代理、担当する農業委員、事務局で現地の確認を行いました。</p> <p>現地調査資料を見て下さい。1番、2番の の農地ですが、位置図は1ページになります。現地は中山間地域の谷間で、見た感じ水はけの悪そうな農地でした。事務局から説明がありましたが、農振農用地ではないということで、中山間直接支払制度にも影響の無い農地です。隣接する農地への今後の影響、太陽光パネルの影響等を勘案して現地を見ました。 地区は、業者の方を呼んで集落で説明会を持たれたと聞いていますし、隣接する方、周辺の方からの同意も得られますので、今回の転用は問題ないのではと判断しました。</p> <p>3番の位置は11ページをご覧ください。 に隣接する農地です。平地ですが、この一帯は水稻の作付は全くされておらず畑として利用されている状況です。隣接する農地の方、近くに居住されている方からの同意も、水利の同意も得られています。</p> <p>1番から3番全て太陽光発電設備設置ですが、農地の造成は行わず、現状のままで設置されると聞いています。申請に問題はないと判断しています。</p>
	議 長	議案第2号について質疑を受けます。私から、売買価格ですが、1番と2番は同じような場所にありますが、売買価格に差があるのは何故ですか。
	局長補佐	<p>1番は2筆で m²あります。ここは全体で 万円での売買価格が成立したそうです。2番は m²で1番の約半分の面積なので、万円の半分の 万円で交渉されたのですが、所有者さんからもう少し高い価格でとの要望があり、交渉の上 万円で成立したそうです。この金額を10aあたりに換算すると、ご指摘のあった差が生じます。</p> <p>補足させていただきます。事業説明ではフェンスを設置されるようになっていますが、現地調査資料に記載していませんでした。今後は表示するようにします。また、 という聞きなれない言葉が出てきています。通常、 ですと 役が、内、外、第3者に対して責任を負うこととなります。 は、 によりますと、第3者への損害賠償については が負うとなっています。この では は さんと登記に記載があります。第3者に対して損害を与える場合は さんが責任を負うということです。参考までにお伝えします。</p>
	議 長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	議案第1合農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について議決承認されました。
議案第2号 非農地証明書の 交付について	議 長	『議案第2号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第2号 非農地証明書の交付について、下記の土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきましては、局長補佐より説明をします。

	局長補佐	<p align="center">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：山林 m² 申請人： 事由：申請地は山林に囲まれており、営農条件が悪く、昭和 40 年頃から農業を営んでいない。ヒノキ目通り 30 cmを確認。</p>
	議 長	糸田委員より現地調査報告をお願いします。
	糸田委員	現地調査資料の 16 ページに位置図が載っています。 地区内の住宅地の裏側になります。山間地の山間の所です。現況は、地目は畑となっていますが、事務局からの説明のとおり植林がしてあり畑の現状ではなく山林化しています。農地としての活用は非常に難しい状況でしたので、今回の非農地証明の申請は妥当であると判断しました。
	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 2 号 非農地証明書の交付について』は承認されました。
議案 3 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 3 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。
	局長補佐	平成 29 年 第 2 号 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。 【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 5～14 頁）】 [新 規] 整理番号 31～ 41 番 設定を受ける者： 8 名 設定をする者： 11 名 設定をする土地： 21 筆 計 35,275 m ² [再設定] 整理番号 42～52 番 設定を受ける者： 9 名 設定をする者： 10 名 設定をする土地： 24 筆 計 25,958 m ² 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します
	議 長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	『議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決決定されました。

5. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書) について	議 長	『農地法第18条第6項の規定による通知書について』上程します。
	局長補佐	【『農地法第18条第6項の規定による通知書について』朗読及び説明(議案書15頁)】 1番の は、第1号議案の5条申請に上がった農地です。 は、今後転用を考えているので、前もって解約をしておきたいとのことです。2番は、借人である さんが規模縮小したいとのことです。
	議 長	質疑を受けます。
	議 長	ないようですので報告を終わります。
(2)平成30年南部町農作業標準労働賃金協定額について	議 長	『(2)平成30年南部町農作業標準労働賃金協定額について』提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	1月23日に策定協議会を開催し、協定額が決まりましたので報告します。今年新たに溝きり1m当り5円という項目が加わりました。JAの栽培暦によりますと、中干しの前に5m間隔で溝きりをするとあります。その他は変更ありません。なお、この表は農業委員会事務局にありますし、ホームページ、広報にも上げています。
	議 長	何かご質問はありませんか。ないようですので報告を終わります。
6. その他 (1)遊休農地の解消に向けて	議 長	その他の『(1)遊休農地の解消に向けて』を説明願います。
	局長補佐	3月の総会で29年度遊休農地パトロールの最終報告を行います。前年までは各地区の班長さんに報告をして頂いていましたが、今年に限っては、初めて調査に参加された委員さんもおられますので、現地に行かれて、地権者の方と話をされて、どのようにお感じになったのか、併せて、遊休農地解消に向けてどのようにすれば良いと思われるのか等、3月の総会では全委員の皆さん一人ずつからお話を聞きたいと考えています。特に様式や決まりはありません。実際に関わられて、ご自身で感じられたことや、こうすれば良いのではと思われたことなどを、時間の都合上3分程度でお願いします。今後の遊休農地解消に繋げていきたいと思えます。それから、皆さんにお配りしていましたファイルを事務局に早急に返して頂きますようお願いいたします。
	議 長	何かご質問はありませんか。ないようですので報告を終わります。
平成29年度第13回農業委員会総会の日程について	議 長	平成29年度第13回南部町農業委員会総会は、平成30年3月13日(火)に開催します。
その他	作野幹事	～ 省 略～
8、閉 会	議 長	これにて平成29年度第13回南部町農業委員会総会を閉会します。